

# 国立研究開発法人水産総合研究センター 試験研究・技術開発勘定運営費交付金（拡充）

## 1 趣 旨

国立研究開発法人水産総合研究センターは、国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）に基づき、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人であり、独立行政法人通則法第35条の四に定める農林水産大臣から示された「中長期目標」の達成を図るため、その事業運営に必要な経費を交付する。

## 2 事業内容

- (1) 我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発
- (2) 沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発
- (3) 持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発
- (4) 水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発
- (5) 基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発

## 3 交付先

国立研究開発法人水産総合研究センター

## 4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

## 5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

12,860,082千円（12,594,627千円）

## 6 補助率等

定額

## 7 担当課

水産庁研究指導課 03-6744-2370（直）

# 国立研究開発法人水産総合研究センター 海洋水産資源開発勘定運営費交付金（継続）

## 1 趣 旨

国立研究開発法人水産総合研究センターは、国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）に基づき、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人であり、独立行政法人通則法第35条の四に定める農林水産大臣から示された「中長期目標」の達成を図るため、その事業運営に必要な経費を交付する。

## 2 事業内容

- (1) 我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発
  - ①水産資源の合理的利用技術の開発  
既存漁業に関して、資源の持続的利用と収益の確保を両立させる漁具や操業方法等を開発する。
  - ②太平洋クロマグロを中心としたかつお・まぐろ類の資源管理技術の開発  
かつお・まぐろ類の当業船による実証試験を通じて漁船漁業における合理的な漁場探査・操業方法を開発する。
- (2) 沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発
  - 沿岸域における資源の造成と合理的な利用技術の開発  
資源の合理的利用技術を海域毎に開発する。
- (3) 水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発
  - 省エネルギー・省コスト技術の活用による効率的な漁業生産システムの開発  
安全性と経済性を兼ね備えた漁船漁業を目指して、漁場探索から漁獲、水揚げに至る各段階において、安全性確保、省エネ、省コスト、省人、省力及び軽労化を図るとともに、資源への影響や環境負荷を低減するために漁業生産システムを改良し、また、新しいシステムを開発する。

## 3 交付先

国立研究開発法人水産総合研究センター

## 4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

## 5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

2,077,325千円（2,082,038千円）

## 6 補助率等

定額

## 7 担当課

水産庁研究指導課 03-6744-2370（直）

# 国立研究開発法人水産総合研究センター 施設整備費補助金（拡充）

## 1 趣 旨

国立研究開発法人水産総合研究センターは、国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）に基づき、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人であり、独立行政法人通則法第35条の四に定める農林水産大臣から示された「中長期目標」の達成を図るため、その事業運営に必要な施設を整備する。

## 2 事業内容

国立研究開発法人水産総合研究センターが中長期目標の達成を図るため、その事業運営に必要な次の整備を行う。

- ・共同実験棟新築その他工事（西海区水産研究所八重山庁舎）

## 3 交付先及び事業実施主体

国立研究開発法人水産総合研究センター

## 4 事業実施期間

平成27年度

## 5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

272,446千円（171,261千円）

## 6 補助率等

定額

## 7 担当課

水産庁研究指導課 03-6744-2370（直）

# 国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備費補助金

【平成27年度予算概算決定額 272(171)百万円】

独立行政法人通則法第35条の四に定める農林水産大臣から示された「中長期目標」の達成を図るため、その事業運営に必要な施設整備を実施。

補助対象：  
国立研究開発法人  
水産総合研究センター施設

共同実験棟新築その他工事(西海区水産研究所八重山庁舎)

272.4百万円

補助率：  
定額

事業実施主体：  
国立研究開発法人  
水産総合研究センター

交付先：  
国 ⇒ 国立研究開発法人  
水産総合研究センター

現 状

・予算削減及び各地庁舎の老朽化に伴う施設の維持・管理費の増加

・研究体制の見直し及び施設の維持・管理の効率化が必要

・石垣庁舎の機能を八重山庁舎へ移転(亜熱帯研究センターの2庁舎を1庁舎へ)

新設整備

八重山庁舎に研究者数増に伴う研究室及び共同実験棟、倉庫を新設



石垣庁舎の機能を八重山庁舎へ移転

期待される効果

施設の維持・管理費の削減、施設運営及び研究の効率化が図れる

